

日本に在留する外国人の皆さんへ 新しい「在留管理制度」がスタートします!

■ 7月9日新しい「在留管理制度」の対象となる方

入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人で、具体的には次の①から⑥のいずれにも当てはまらない人です。

- ①-「3月」以下の在留期間が決定された人 ②-「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③-「外交」または「公用」の在留資格が決定された人
- ④-①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人（注1）
- ⑤-特別永住者 ⑥-在留資格を有しない人（注2）

（注1）法務省令には、「特定活動」の在留資格が決定された亜東関係協会の本邦の事務所もしくは駐日パレスチナ総代表部の職員またはその家族の方が定められています。

（注2）外国人登録制度においては、不法滞在者についても登録の対象となっていました。新しい在留管理制度においては対象となりません。不法滞在の状態にある外国人の方は、速やかに最寄の入国管理官署に出頭して手続きを受けてください。

ポイント1 「在留カード」が交付されます！（有効期限は次のとおりです）

区分	永住者	永住者以外
16歳以上の方	交付の日から7年間	在留期間の満了日
16歳未満の方	16歳の誕生日	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日

ポイント2 在留期間が最長5年になります！

在留資格により在留期間は異なりますので、ご注意ください。

ポイント3 再入国許可の制度が変わります！

①「みなし再入国許可」制度が導入されます。

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人の方が出国する際、出国後1年以内に本邦での活動を継続するために再入国をする場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。したがって、**出国する前に必ず在留カードを提示してください。**

ただし、次の方は「みなし再入国許可」制度の対象となりません。

- 在留資格取消手続中の者 ○出国確認の留保対象者 ○収容令書の発付を受けている者 ○難民認定申請中の「特定活動」の在留資格をもって在留する者 ○日本国の利益または公安を害するおそれがあること ○その他出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして法務大臣が認定する者

②再入国許可の有効期間の上限が「5年」となります。

ポイント4 外国人登録制度が廃止されます！

中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は、一定の期間「在留カード」とみなされます。

※施行日（2012年【平成24年】7月9日）時点において外国人の方が有する在留資格及び年齢により、外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は次のようになります。

★その期間が外国人登録証明書に記載されている次回確認申請期間よりも短い場合があります。

区分	永住者	特定活動	それ以外の在留資格
16歳以上の方	2015年7月8日	在留資格の満了日または2015年7月8日のいずれか早い日	在留期間の満了日
16歳未満の方	または16歳の誕生日のいずれか早い日	在留資格の満了日、16歳の誕生日または2015年7月8日のいずれか早い日	または16歳の誕生日のいずれか早い日

詳しくは、法務省入国管理局ホームページ・各地区入国管理局及びパンフレットを参照してください。

5. イトウを守る森林整備プラン

イトウは南富良野町の豊かな自然を代表する生き物で、平成20年度には全国初の「イトウ保護管理条例」を制定しました。その理念の具体化の1つとして、イトウの保全と森林施業の調和を目指し、多くの関係者と協議し、森林施業のガイドライン（指針）を定めました。

○ガイドライン(概要)

区分		ランク1	ランク2	
定義		産卵河川及び悪影響を与える支流	稚魚の生育環境(分流入・小支流)及び悪影響を与える支流	
区域		落合より上流 ※注1)参照	かなやま湖から落合までの空知川本流沿い ※注1)参照	
保全区域	エリア	河岸から30m		
	伐採規制	皆伐	原則不可	可能(概ね5ha以下)
		間伐 単木択伐	可能(材積伐採率50%以内)	可能
	土木工事(集材道含む)	4月から7月は原則不可、それ以外の時期も極力行わないよう努める		
重機進入(道以外)	原則不可 ※注2)参照			
緩衝区域	エリア	保全区域の端から20m		
	伐採規制	皆伐	可能(概ね5ha以下)	緩衝区域を設けない
	土木工事(集材道含む)	4月から7月は原則不可、それ以外の時期も極力行わない		
	重機進入(道以外)	特に規制はしないが、土砂流失防止に特段の配慮が必要		

※注1) 各ランクとも状況に応じて区域を設定変更する場合があります。
 ※注2) 地盤が安定しており地表の攪乱を伴わない場合はこの限りではありません。
 ※各ランクにおける保全区域および緩衝区域以外においても、皆伐面積は概ね5ha以内となるよう努めることとします。(これは大面積の皆伐による集水域の保水力低下に伴う小規模河川における流量変動幅の増大を防ぐためです。)
 ※上記のとおりイトウに象徴される水系の環境保全に配慮した森林施業を目指しますが、これに抛り難い場合、および上記によることが適当でないとの意見がある場合は、原則として、①イトウなどの生態学の専門家、②森林所有者や事業者等、③南富良野町の3者が必要に応じて現地視察を行うなど、関係者で協議を行い、イトウと森林整備の共生に向け円滑な解決策を模索していきます。

6. 木質バイオマスエネルギー活用プラン

■林業に基軸をおいた地域産業クラスターの構築
 従来無価値であった林地未利用材を回収・チップ化し、木質バイオマス燃料として利用する取り組みを出発点に、農業特産物の通年栽培の熱源としての利用や熱エネルギーの地産地消を実現し、特産品や雇用の創出、森林整備資金の獲得などにつなげる地域全体の循環システムの構築を図ります。

7. 極相の森整備プラン

幾寅地区内藤の沢の源流域には、巨木が生い茂る極相状態の森があり、森を自然史の生き証人として、森林そのものによる経済効果を追求し、利用計画や保全計画を柔軟に立案するための活用を模索します。

- バリアフリー空間の整備
森の一部をバリアフリー空間として、幅広い層の人々が森の深さ、樹木の大きさを感じられるよう整備することを検討します。
- 南富良野町所管の森林公園として
町の森林公園として管理することなどを検討し、指定管理者制度を活用した環境教育や地域観光産業と一体化した管理・利用を模索します。
- 地域の第3次産業との連携
アウトドア観光など森林資源を林業以外の地域産業に役立てるため、“極相の森”をエコツアーのコースとして利用するなどし、雇用確保や定住人口の維持など、地域経済に寄与する仕組みを検討します。

詳細については、町ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

○問い合わせ先 南富良野町産業課林務係 ☎52-2178)